

# 第1回小規模企業等振興審議会 記録

日 時	平成30年5月15日 午後 1:30~3:00
場 所	くらの郷 多目的ホール
出席者	<p>林中小企業診断士事務所 代表 林 幸一郎          内田製菓 代表 内田 一美          株式会社フクモト工業 代表取締役 福本 満壽男          株式会社西日本シティ銀行 鞍手支店 支店長 畑中 信行          福岡ひびき信用金庫 鞍手町支店 支店長 川口 裕之          日本政策金融公庫 八幡支店 支店長 伊藤 浩司          直鞍産業振興センター ADOX福岡 理事長 藤井 福吉          福岡県飯塚中小企業振興事務所 所長 栗原 智幸          計8名（委員の総数 9名）</p>
次 第	<p>1 開会          2 委嘱状の交付          3 町長あいさつ          4 委員の紹介          5 会長及び副会長の選出          6 議事</p> <p>(1) (仮称) 鞍手町小規模企業等振興条例の制定に係る背景について          ・資料1 ・資料2</p> <p>(2) 中小企業及び小規模企業等振興条例の制定の勉強会の報告について          ・資料3</p> <p>(3) 鞍手町の商工振興に係る補助事業について          ・資料4</p> <p>(4) 審議体制と今後のスケジュールについて          ・資料5 ・資料6</p> <p>(5) その他</p> <p>～説明資料～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 中小企業関連法制の概要</li> <li>・資料2 条例のフォーマット</li> <li>・資料3 中小企業及び小規模企業の振興に関する条例制定の勉強会の報告書</li> <li>・資料4 鞍手町の商工振興に係る補助事業制度の概要</li> <li>・資料5 条例制定に係る審議体制（当日配布）</li> <li>・資料6 スケジュール表（当日配布）</li> </ul> <p>～参考資料～</p> <p>参考資料 鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱</p>

議事の経過の概要及びその結果	
事務局 (立石 課長)	<p>定刻前ではございますが委員の皆さまおそろいですので、ただ今から、平成30年度第1回鞍手町小規模企業等振興審議会を開会いたします。</p> <p>議事に入りますまでは、私、審議会事務局を務めさせていただいております地域振興課長の立石が進行をさせていただきます。</p> <p>また、会議の内容につきましては、議事録を作成して公開することとしておりますので、会議の録音及び写真撮影をさせていただきます。あらかじめご了解をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の資料は、事前に各委員様へお配りさせていただいておりましたが、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。お持ちでなければ、事務局の方に残がありますのでお渡しいたしますので、お声をお掛けください。</p> <p>それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、小規模企業等振興審議会会議次第、資料の1中小企業関連法制の概要、資料の2条例のフォーマット、資料の3条例制定の勉強会の報告書、資料の4鞍手町の商工振興に係る補助事業制度の概要、資料の5条例制定に係る審議体制、資料の6スケジュール表ということになっております。また、参考資料といたしまして、審議会の設置要綱を添付しております。お揃いでしょうか。</p>
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>補足でございますが、資料の5と6につきましては、本日お配りさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。</p> <p>次第の2「委嘱状の交付」でございます。本会議の委員の皆さまの任期は、本年5月1日より平成32年4月30日までの2年間とさせていただいております。委嘱状につきましては、任期開始後、委員の皆さまが一堂に会する最初の会議の場において交付することといたしております。</p> <p>そこで、委員の皆さまを代表して、1号委員学識経験者の林委員に町長より委嘱状を交付させていただきます。そのほかの委員の皆さまの委嘱状は、あらかじめ机上にて交付させていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、林委員、前にお進みください。</p> <p>徳島町長、よろしくお願いいたします。</p>
町長から林委員へ委嘱状を交付	
事務局 (立石 課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして次第の3「町長あいさつ」でございます。</p> <p>徳島町長お願いします。</p>
徳島 町長	<p>皆さまこんにちは。今日は日中のお忙しいなか、このようにご臨席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本町では、これまで第5次鞍手町総合計画に掲げる商工業の振興を目的とした各種施策を展開し、地域経済の成長発展に取り組んできたところでございます。具体的には、鞍手町商工会の運営支援をはじめ、地域振興券の発行、青年</p>

徳島町長	<p>部事業への補助、それから農商工連携による催事の開催、そのほかにも、創業や経営の安定を目的とした補助制度を確立するなど、商工会や関係団体の協力をいただきながら、商工業の振興に努めてきたところでございます。</p> <p>しかしながら、社会問題である少子高齢化の進展、人口減少問題など経済的・社会的環境の変化に伴いまして、本町の事業者は「市場規模の縮小や経営者の高齢化・事業の承継」など、様々な問題に直面いたしております。</p> <p>今後、地域経済の成長発展のためには、学識経験者や専門機関、行政等の協力体制の構築と、新たな支援対策、並びに経営に係る助言、指導など、包括的な支援が必要と考えております。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、地域経済の持続的発展を目的とした条例の制定、並びに本町の限られた財源の効果的な活用と、多くの町内事業者様に満足いただける支援策の策定に、ぜひともお力添えをいただきますようお願いいたします。はなはだ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (立石課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして、次第の4「委員の紹介」に移ります。次第の次ページにあります委員名簿をご覧ください。</p> <p>委員の紹介につきましては、恐れ入りますが、名簿順のとおり、1号委員の林委員から、自己紹介の形をお願いしたいと思います。</p> <p>林委員よろしくお願いいたします。</p>
林委員	<p>中小企業診断士の林と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務所は博多駅の近くなのですが、福岡県、佐賀県全域を中心に活動して、鞍手町周辺にも、この仕事以外でもお伺いしておりまして、今月も用件があって来て、空き時間があって、隣の体育館でトレーニングマシンを使わせていただいて、お世話になっております。鞍手町の商工会にも設立当初からお世話になっておりまして、すごく親しみがありますし、人口減少の中でおもしろい取組をしている町だなと思っておりますので、少しでも貢献させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
内田委員	<p>皆さんお疲れさまでございます。商工会の副会長をやっております。今回、小規模企業等の代表ということで、内田と申します。よろしくお願いいたします。</p>
福本委員	<p>商工会の副会長をやっておりますフクモト工業の福本と申します。仕事は前にあるダイワハウスさんの工場の中でモノを作ったり塗装したり、あとは一般住宅の塗替工事をやっています。よろしくお願いいたします。</p>
畑中委員	<p>西日本シティ銀行鞍手支店の畑中と申します。去年の4月に鞍手の方に来させてもらって、いろいろと盛り上げるために頑張っております。今後ともよろしくお願いいたします。</p>

川口 委員	皆さんこんにちは。福岡ひびき信用金庫鞍手町支店支店長の川口と申します。私も去年の4月に鞍手町支店の方に赴任して参りまして、地域の祭りに参加させていただいたり、あと、お客様からいろいろなお話を聞かせていただいて、鞍手のお客様は何で自分の町の将来を考えられている方が多いのかなど、この一年間実感しました。また来年も地域密着型金融機関の一つとして、鞍手町が盛り上がるようにいろいろな形でご支援できるような何かを考えることができればと思っております。今後ともよろしく申し上げます。
伊藤 委員	日本政策金融公庫八幡支店の伊藤でございます。今年の4月に広島県の呉支店の方から来ました。もともと地元は大分県の中津市でして、北九州地域とか、こちらの方に多少親しみがあります。九州地区は26年ぶりということで、この1箇月いろいろと皆さん、お客様とお会いすると、本当にすごく九州は良いところと感じております。特に鞍手は中小企業に対しての補助金関係が非常に充実しているということで、私たち政策金融機関としても、中小企業の方にいろいろお客様がいっぱいいますので、よろしく申し上げます。
藤井 委員	関係団体の代表ということで、私については、直方、宮若、小竹、鞍手、2市2町の産業支援センターの代表ということで担当させていただきたいと思っております。本業は、鞍手町室木で精密金型の会社で金型を作っております。よろしく申し上げます。
栗原 委員	関係行政機関ということで、福岡県飯塚中小企業振興事務所の所長をしております。我々県の方も27年10月に県の条例を制定しており、筑豊の中ではまずは各市の条例を制定したいと思っております。県の条例を作る際には筑豊の方にもご協力をいただいて、今回地元である鞍手町の条例を作るということで、よろしく申し上げます。
事務局 (立石 課長)	ありがとうございました。なお、私改めて、事務局であります、地域振興課長の立石と申します。よろしく申し上げます。
事務局 (柴田 課長補 佐)	皆さんこんにちは。同じく事務局を務めさせていただいております、鞍手町役場地域振興課課長補佐兼地域振興係の係長をしております、柴田と申します。どうぞよろしくお願いたします。
事務局 (北 村 )	皆さんこんにちは。地域振興係の担当をしております、北村と申します。どうぞよろしくお願いたします。
事務局 (立石 課長)	なお、今日4号委員の商工会会長の許斐委員につきましては、急きょ公務が入りまして欠席のご連絡をいただいております。また、私ども事務局と一緒に商工会から二人お見えになっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。
オブザ ーバー (本田 事務局 長)	鞍手町商工会事務局長をしております、本田と申します。よろしくお願いたします。

オブザーバー (梅田係長)	同じく、鞍手町商工会経営指導員をしております、梅田と申します。よろしくお願ひします。
事務局 (立石課長)	以上、このようなメンバーで審議会を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。 続きまして、次第の5「会長及び副会長の選出」でございますが、徳島町長は、公務のため、ここで退席をいたします。
	町長退席
事務局 (立石課長)	それでは、参考資料の鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱をご覧ください。要綱第5条では「委員の互選により、会長1名、副会長1名を置く」となっております。ここで、委員の皆さんのご推薦をいただきたいのですが、いかがでしょうか。
	「事務局の案に賛同します」の声
事務局 (立石課長)	それでは、「事務局案」との声をいただきましたが、よろしいでしょうか。
	異議がないことを確認
事務局 (立石課長)	ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、会長には1号委員の林委員を、副会長には、本日は欠席をされておりますが、商工会会長であります、4号委員の許斐委員をお願いしたいと思ひますが、皆さまいかがでしょうか。
	異議がないことを確認
事務局 (立石課長)	ありがとうございます。それでは、会長には林委員、副会長許斐委員ということで、前の方のお席にご移動いただきたいと思ひます。
	林会長が会長席へ異動
事務局 (立石課長)	それでは、ここで林会長より、ごあいさつをいただきたいと思ひます。
林会長	改めて、林です。よろしくお願ひします。名簿を見た時に、私のように若いものが皆さんの会のなかで会長をするのは誠に恐縮ですが、職業柄いろいろと支援をさせていただいている経験を活かすことができるかなと思っております。私は行政に入り込んだ仕事は経験が浅いものですから、皆さんのお力をお借りすることが多いと思ひますので、是非ご協力をお願いしたいと思ひます。 鞍手でいろいろな取り組みをされておりますので、少しでも協力できればと思ひます。若輩者ですので、皆さんのご協力をお願ひします。

事務局 (立石 課長)	<p>ありがとうございました。これから次第の6「議事」に移りますが、議事に移ります前に、本日の審議会につきましては、委員総数9名に対しまして、8名の委員がご出席をされていますので、要綱第6条第2項の開催要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>これより先の議事進行は、要綱第6条第1項に「会長が審議会の議長となる」とございますので、林会長にお願いしたいと思っております。林会長よろしくお願ひします。</p>
議長 (林会 長)	<p>それでは、ただ今より議事に入ります。</p> <p>町長より諮問がありました「小規模企業等の振興を目的とした条例の制定及びその条例に基づく振興施策の計画の策定」について審議を進めます。なお、議事の(1)と(2)については関連がございますので続けて説明を行います。</p> <p>それでは内容について、事務局は説明をしてください。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>議事の(1)及び(2)については、担当係長の柴田が説明をいたします。</p>
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>改めまして、こんにちは。地域振興課の柴田でございます。私の方から本日の議事につきましては、説明をさせていただきたいと思っております。それでは座って説明をさせていただきます。</p> <p>まず始めに議事の(1)仮称でございますが、「小規模企業等振興条例の制定に至る背景について」ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。中小企業関連法制の概要でございます。</p> <p>初めに中小企業基本法でございますが、これは1963年、昭和38年になりますが、制定されまして、大企業と中小企業の格差是正を基本理念とした内容で制定がなされております。しかしその後、企業を取り巻く経済環境・構造の変化によりまして、1999年、平成11年になりますが、改正されまして、中小企業の多様で活力ある成長と発展、いわゆる選択と集中による企業支援へと基本理念の見直しがなされているところでございます。</p> <p>この改正されました基本法では、4つの基本方針が掲げられてございます。しかし、中でも、経営革新・創業支援を大きな柱の一つとして位置づけがなされまして、その柱に沿った形で「新事業活動促進法」や「ものづくり高度化法」などの法制が整備されてきました。</p> <p>その他にも、事業承継の円滑化を図るための「経営承継円滑化法」や、事業再生のための「産業活力再生特別措置法」も制定されまして、国は継続的に中小企業の支援を行ってきたところでございます。</p> <p>この改正基本法では、国の責務の他に「地方公共団体の責務」も明記されております。それは第6条になりますが、資料の中ほどに記載しておりますけれど、「県市町村は国との役割を踏まえて、地域の諸条件に即した施策を策定して、それを実施する責務がある」というふうに定められており、これが今般の条例制定に至った背景の一つでございます。</p> <p>そしてもう一つですが、小規模企業振興基本法でございます。これは、全国で381万者ある中小企業のうち9割弱を占める小規模企業者、これは326万者でございますが、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であるということ</p>

から、2014年、平成26年に制定がなされました。中小企業基本法の制定から半世紀が過ぎまして、小規模企業を中心に捉えた法整備がなされたこととなりますが、この小規模企業振興基本法は、人口構造の変化、国際化・情報化の進展、産業構造の変化など、経済情勢が変化する中でも、地域経済における小規模企業の存在が極めて重要であることを踏まえ、その持続性を基本原則に定められております。この小規模企業振興基本法でも、「地方公共団体の責務」が明記されております。資料の一番下の段になりますが、これは第7条でございます。中小企業基本法と同じように「国県市町村、それぞれが役割を踏まえて、地域の諸条件に即した施策を実施する責務がある」と定められておまして、この二つの責務と、一昨年度、鞍手町商工会様から本町に対しまして、条例制定の要望がなされたことによりまして、制定するに至った次第でございます。

ちなみにでございますが、本町の小規模企業数ですが、直近の経済センサス、平成26年度になりますけれども、町全体で560者の企業がございまして、そのうちの494者が小規模企業者というふうな統計結果が出ております。割合といたしまして88%でございまして、ほぼ全国の割合と同じ割合となっております。以上が小規模企業等振興条例の制定に至る背景でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。条例のフォーマットでございます。

今回制定を考えています基本条例につきましては、理念条例になりますので、内容的には他の自治体と同じような内容になってくるのではないかとお考えですが、そういった中でも地域性を盛り込んだ特色のあるものにしていかなければならないと考えています。今後皆様のご意見をいただきながら制定を進めてまいります。

事務局  
(柴田  
課長補  
佐)

なお、福岡県内の振興条例の制定状況でございますが、資料の8ページをご覧ください。上段の左側になります。中小企業振興条例等の事例について、ということで、これは昨年度行いました勉強会のなかで提出されました資料の抜粋になりますけれども、ここでは福岡県内での中小企業振興条例の策定状況といたしまして、まず直方市さん、北九州市、福岡県、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、福岡市が現在のところ策定済でございます。また町村といたしましては、川崎町が策定済でございまして、平成30年4月1日から、今年度から施行になっているところでございます。

以上が議事の(1)の説明でございます。続きまして、議事の(2)に移ります。「中小企業及び小規模企業の振興に関する条例制定の勉強会の報告について」の説明でございます。資料3をご覧ください。

先ほど触れましたが、基本法の二つの責務と鞍手町商工会様から条例制定のお願いがなされたことによりまして、前年度、平成29年度に勉強会を4回開催しております。その目的でございますが、4ページにございますけれども、鞍手町の中小企業と小規模企業の成長発展を目的といたしました条例の制定とその振興施策を策定することに目的がございまして、その構成メンバーにつきましては9ページをご覧ください。

ここで勉強会のメンバーを示させていただいておりますけれども、地元事業者の方を中心に鞍手町商工会、鞍手町地域振興課職員で構成して、事業者の現状と課題などの意見交換等を行い、情報共有を図ってまいりました。

ちょっと戻りまして、資料の5ページになります。勉強会の中身でございますが、事業者の現状・課題といたしまして重要なものを申し上げますと、まず一つ目に、事業者間で事業活動の温度差があること。意識の統一が図られていないんじゃないかという意見が出ました。次に、消費者ニーズを把握できていないこと。そして、町の都市計画が集客のポイントになるという意見が出されております。この都市計画の集客のポイントの内容ですけれども、町が策定いたしました都市計画マスタープランの中で定めたコンパクトなまちづくりを言われたものでございまして、今後、人が集まるエリアを把握いたしまして、事業を展開していく必要がある。という意見でございます。そして最後に、事業者が抱える承継問題などを商工会等が十分に把握できていないなどの課題が意見として出されたところでございます。

次に資料の5ページの右側、町についてでございますが、要約して申し上げますけれども、まず一つ目に、町外から人を呼び込んでも、一定時間滞在できる拠点が無い。要するに物産館的なものがないということですね。

次に、人口増のためには、企業誘致と宅地開発が必要である、要するに地方創生の取り組みを活発化させる必要があるんじゃないか、というような意見も出ております。次に、空き家、空き店舗の利活用に工夫をして、町の魅力発信を行う必要がある。次に、買い物難民対策ですね。買い物ができる環境を整える。交通手段を充実させるなどの対策が必要ではないか、というような意見も出ております。そして最後になりますけれども、今町内に小規模小売店が点在しているということで、その小売店を集約して商店街を復活させるべきではないか、そしてシャトルバスでのネットワークを構築して、利用者が利用しやすいようなそういったネットワークを作り、活性化を図る必要があるのではないかと、というような意見も出されているところでございます。

以上のような課題が意見として勉強会のなかで出されました。しかしですね、これらをカテゴリー別に分けますと、一つ目が“観光”であったり、“空き家対策”であったり“高齢者対策”であったり、あとは“町の活性化”など多岐にわたる事案になりまして、町としては一つの課ではなく複数の課にまたがってくることから、今後こういった課題を解消していくためには、町が一体となって横断的な取り組みを行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、資料の6ページをお開き下さい。条例についてのまとめでございますが、商工会の意見といたしましては、本町の企業の9割弱を占める小規模企業者向けの条例を制定することが望ましいのではないかと、そういった見解でございまして、その背景といたしましては、全国商工会連合会の意向がございまして。それと、鞍手町商工会の会員様が中小企業者様より小規模企業者様の方が圧倒的に多いということ、また支援メニューも小規模企業者様向けがほとんどであることから、商工会様からそのような意見が出されたところでございます。

しかし、本町といたしましては、企業の規模にかかわらず町内企業全体を考慮すべき立場でございますので、今後皆様から意見をいただきながら、その方向性について整理させていただきたいと考えているところでございます。

次に条例の中身についてでございますが、冒頭でも触れさせていただきましたが、本町の地域性を盛り込んだものを策定していきたいと考えております。

事務局  
(柴田  
課長補  
佐)

事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>そして、それを施策への反映させていくわけですが、7ページをご覧ください。ここでは6つの意見がございますが、やはり事業者の課題として挙げられました「事業所によって温度差がある。」というところをまず足並みをそろえるところと消費者ニーズを把握するというところが、事務局としては重要ではないかと感じているところでございます。そういった事業者の取り組みに対する意識の醸成の部分、それといくつかの柱を掲げまして、今後計画の方に繋いでいきたいというふうに考えているところでございます。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>そこでございますが、事前に審議会の皆さまにお願いをする際に、もう少し細かい部分を議論するメンバー、専門部会を作って、そこでいろいろたたき台を作っているのはどうかというお話をいただいて、その部分の委嘱についてもお願いしていたところでございます。参考資料をご覧ください。小規模企業等振興審議会設置要綱でございますが、要綱の第7条にさきほど説明いたしました専門部会の設置についての定めがございます。事務局といたしましては、条例・計画の策定については、現場に精通した実務者の意見を反映させることが望ましいと判断いたしまして、先行して各団体様の実務担当者様に委員のご依頼と日程調整まで終えているところでございます。</p> <p>林会長、専門部会を設置し調査研究を進めたいと思いますが、専門部会を設置するというので、よろしいでしょうか。</p>
議長 (林会 長)	<p>はい、よろしいかと思えます。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>ありがとうございます。それでは、要綱の第7条第4項に「部会の代表者は、会長が務める」となっております。</p> <p>林会長、専門部会へのご出席も併せてお願いしたいと思えます。</p> <p>後ほど専門部会の日程について、事務局よりご報告させていただきます。</p>
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>それでは、以上で議事の(2)の説明を終わらせたいと思えます。</p>
議長 (林会 長)	<p>ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>勉強会に参加されていたのは、内田社長と福本社長。なにか補足というか、ご意見がありましたら。</p>
内田 委員	<p>条例策定に向けて勉強会を開かせていただきまして、私どもはじめ、商工会の振興委員というのがありますから、そちらの方のメンバーに来ていただいて、そもそも私たち条例とは何ぞや、そこまで詳しくないところからスタートしておりますので、まず今現状における問題点、そういうものをとにかく話の中で出していただいて、整理して、まとめていただいたというような形でございまして、それから一步先に進んだ形で町の方が審議会を開催していただけると、そんな中で良い条例を実現するにあたって、私どもも当然今日出ております資料について当然自分たちが考えて、意見したことだというのがありますが、こういう資料</p>

内田 委員	で、書いてある以外についても、私たち以上に何かそういうものがありましたらいろいろ忌憚のない意見をどんどん出していただきたいと思います。
議長 (林会 長)	福本社長は、何かございますか。
福本 委員	最初「条例」って言われて、何をやるのかなと思っと思ったのですが、やっぱり町内の業者の発展のためにいろいろ考えていこうということで、かなり意見が出て、こんなこともあるのだなと、知らないことが本当に多くて、活発に意見が出て、今後この中で活かしていければ良いと思います。
議長 (林会 長)	ありがとうございます。栗原所長は、他の自治体の情報とか一番リストをお持ちなんじゃないかと思うのですがけれど、他の自治体の進み具合とか情報とかあれば、アドバイスをお願いします。
栗原 委員	<p>アドバイスというか、報告書にある他の地域、市町、県も含めて作成したところは、先ほど北九州市、福岡市、あとは全部筑豊の5市町と説明がありました。私は県の条例を作る時も関わりを持っていましたので、そもそもなぜ条例を作るのかというところが一番重要なことだと思っております。行政側から見た条例ではなくてですね、やっぱり中小企業側から見た条例という形にならないと、効果が薄くなります。作ることが目的ではなく、作った後にどう進めていくかが重要だと思えます。先を見たところで条例制定というのが重要だと思えます。</p> <p>県も平成27年10月に条例を作りましたが、その前、私が担当している頃は、中小企業憲章が平成22年に、当時民主党政権の時に閣議決定をされて、それを受けて団体の方から条例を作るよということ、県の方に要請を毎年あっておりましたけれども、当時の麻生県知事は、条例を作るということはあまり乗り気ではなくて、そんなことしなくてもちゃんとやっているという見解でした。しかし、今回福岡県も作ったのですが、全国で37番目ということで遅い制定となりました。ただ、今の知事は、県議会議員の方が福岡県の農林水産条例はあるのに、なんで中小企業振興条例はないのかということから始まって、条例を作ったわけですが、その条例を作る時の流れとして、県は企業の成長発展の段階に応じた施策という切り口で、創業促進、経営改善、経営基盤目標が新たな事業となる促進と、プラスアルファ小規模事業者の事業規模発展ということで条例を作っています。実施をどうするかというところで、我々振興事務所、県に4箇所ありますけれども、そこが中核となって計画を実行するという形になって、今計画3年目で、今年、私も成果を出さないといけないのですが、かなり厳しいお題が本庁から来ております。</p> <p>筑豊管内は条例を作った自治体、計画を作って計画を作ろうとしている自治体、いろいろありますけれども、勉強会の中で条例の特徴とか、そういったところをどんなふうにするかというところがないと、ここは作っていますというだけでは、意味がないと思います。例えばある自治体は条例を作ったけれども、それを推進する会を設立していませんので、どうやって進めるのですかというのが私の意見です。それから、別の自治体は条例を作ったけれどもまだ何もできていないということですね。</p>

<p>栗原 委員</p>	<p>また、その他にも、今、条例に基づく計画を作るためにアンケートを取って、アンケートを集約している。アンケートを作って集約するのに1年かかり、今から分析するのに1年かかります。条例を作って計画を作るのに2年かかります。それだけ時間をかけて、本当にリアルタイムの施策が作れるのか、もっとスピードを上げるべきではないかと思います。また、逆に別の自治体では、現在、計画の最後の答申を市長にやって、6月補正に予算をと。かなりコンパクトでしっかりやっている自治体もあります。</p> <p>それぞれ自治体の特徴があるので、その辺鞍手町の方では、せっかく近隣にこれだけ前例があるので、その辺を把握していただければいいのかなと思っております。</p>
<p>議長 (林会 長)</p>	<p>ありがとうございます。今のお話、私もたいへん勉強になりました。また引き続きよろしくお願いします。</p> <p>ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようであれば、今、説明の中でありました条例（案）及び計画（案）の策定については、専門部会で調査研究を行うということでご異議はありませんでしょうか。</p>
<p>異議がないことを確認</p>	
<p>議長 (林会 長)</p>	<p>それでは、異議なしということで、条例（案）及び計画（案）の策定については専門部会で調査研究を進めることにいたします。</p> <p>それから、議事の（3）「鞍手町の商工振興に係る補助事業について」事務局は説明をしてください。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>引き続き担当係長の柴田が説明をいたします。</p>
<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>それでは、議事の（3）「鞍手町の商工振興に係る補助事業について」の説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。</p> <p>現在、本町で行っています企業様向けの補助事業は、3つございます。</p> <p>まず一つ目でございますが、インターネットショップ立上げに対する補助制度でございます。これにつきましては、町内に事業所を有する者が、インターネットショップ、eコマースですね、出店・更新する際の経費について補助を行うものでございます。補助対象経費は、ショップ立上げに係る経費から運営に係る経費までを対象としておりまして、補助金額は補助対象経費の1/2以内、上限10万円とさせていただいているところでございます。</p> <p>次に丸2番の創業に係る融資資金の利子補給制度でございます。本町で創業をされる方が、創業資金の融資を受けまして、支払った利子の一部を補助するものでございます。融資資金につきましては、福岡県又は株式会社日本政策金融公庫が行う融資に限定しておりまして、補助期間につきましては、借入れを始めた翌月から起算して1年間というふうになっているところでございます。なお、補助額につきましては支払った利子の合計額の1/2以内、上限が5万円というふうに設定をいたしているところでございます。</p> <p>最後になりますけれども、丸3番の小規模企業者向けの融資資金、マル経融資ですね、の利子補給制度でございます。これは、町内事業者が経営に係る融資を</p>

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>受けまして、払った利子の一部を補助するものでございます。これも融資資金が株式会社日本政策金融公庫の行う融資に限定しておりまして、補助対象期間は借入れを始めた翌月から起算して1年間というふうになっております。補助額につきましては、支払った利子の合計額の1/2以内、上限が5万円というふうにしているところでございます。</p> <p>このほかにも、商工会の運営に対するもの、あと商工会青年部事業、並びに地域振興券の発行、それから今現在毎年秋に行っているのですが、くらて起業塾というのをやっています、その事業にかかる補助も行っているところでございます。</p> <p>これらのものをこれから制定いたします条例や基本計画に基づいた施策として位置づけることによりまして、一過性の施策として実施するのではなく、計画的・持続的に取り組める事業となります。もちろん、これから別に新たに考えられます振興施策も併せて位置づけを行いまして、事業者、行政、関係団体と一体となりまして取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>簡単ではございますが、以上が議事の(3)の説明でございます。</p>
<p>議長 (林会 長)</p>	<p>ありがとうございます。今の内容について、意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>3つの商工振興施策があるということですけど、29年度の実績を。</p>
<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>29年度に実績でございますが、まず始めにインターネットショップの起業等に対する補助制度についてでございますが、これは平成27年度から制度を確立いたしました、27、28、29と今3箇年が経過したところでございます。実績といたしまして、平成28年度に1件に留まっているところでございます。ただし、年間2件から3件のお問合せは入っているところでございますが、事業化に結び付いていないということになりまして、実績としては1件ということでございます。</p> <p>続きまして、創業融資資金の利子補給制度でございますが、こちらの方は平成29年度、昨年度からスタートした制度でございますが、今のところ実績としては0でございます。</p> <p>最後に小規模企業者の経営改善融資、マル経融資でございますが、これにつきましても平成27年度から事業を実施しているところでございまして、実績につきましては、28年度が4件、29年度につきましては10件でございます。合計いたしまして、482,600円、14件でそれくらいの補助を行っているところでございます。以上になります。</p>
<p>議長 (林会 長)</p>	<p>ほかに、ご意見はございませんか。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>3番はよくあるが、2番はなかなかおもしろいなと思います。</p>
<p>議長 (林会 長)</p>	<p>1のインターネットショップの場合1/2を補助すると、かなり良さそうな内容なのですが、実績としてはまだ。今後専門部会のなかで検討していかないといけないですね。</p>

事務局 (立石 課長)	<p>もともと、本町が自治体通販サイトに加入しまして、インターネットショップに出品をして、それに対していろんなものを事業者に対してアドバイスしたり、出店についてもいろいろやっていたが、費用対効果があまりないということで止めたのですが。それに代わるものとして、インターネット補助金の企業支援。変な意味、制度を後退する時の受け皿としてやってきた。実際には、なかなかインターネットショップというのは難しいという意見もありますし、知らないという方もいらっしゃいますので、これについては、引き続き広報とか指導をやりながら取り組んでいけたらなという思いがあります。</p>
栗原 委員	<p>関連するものとして、ネットの話をすると、今飯塚市商工会では、よかもん市場内に飯塚市商工会のサイトを作って、飯塚市と郡部の事業者の商品のネット販売で使っている。インターネットのショップというのは10年以上も前から出ていて、ネットを一つの売り場として使おうということで、eコマースを使ったりとかいろいろ県も一時期やっていましたけど、今ネットがタダで使えるサイトが出たりとか、それからいろんなポータルサイトが結構出ていまして、競争が激しい中で、自社でこういうインターネットショップを開くのはけっこう厳しいかなと思います。</p> <p>今、国の方でもIT導入金とかあるので、町は逆にかゆいところに手が届くというような制度を作った方が良い気がします。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>これは例えば楽天とかですね、そういうサイトを作る場合もOKなので、新たに何も無いものをすべて自分でやる必要はないわけです。あるいは現在eコマースをやっている人が新たに追加するというものでも補助の対象となります。できるだけ敷居は低くしたいなとは思いますが、実際1件赤ちゃんカレンダーというものを28年度に出しております。</p>
栗原 委員	<p>実際にはスキルアップという方が大事じゃないかと思うのですが。私もネット通販を経営企画の時にやっていましたけれども、ほとんど事業者が育っていない。できないことが多かったのです。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>eコマースということで、これは今までやっていた制度の代替えという位置付けでやったのですが、内容の見直しといいますか、ホームページのデザインを変えた時に助成をすとかですね、もしくは商品そのものに対する魅力アップの為の助成とか。その辺のところを今から専門部会の方でいろいろご意見いただければいいのではないかと思います。</p>
議長 (林会 長)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私は、ネットの世界って競争が激しくて、むしろリアルよりネットの方が競争が厳しいのではないかなと思ったりしますので、いろいろ覚悟して取り組まないとなかなか結果が出ませんから。これは研究、勉強していくということで進めたいと思います。他には、金融的な部分もありましたけれども畑中支店長はいかがでしょう。</p>

畑中 委員	<p>ここ、1、2、3があったのですけれども、実際1番は全然知らなかったのですけれども、勉強不足なところがあってですね、そういうところをしっかりと勉強して。さきほどですね、事務局の方からありましたけれど、500者の企業さんがあるということですが、そんなにあるのかなあというのが正直な意見ですね。うちの取引先を見ても、そんなにないなって感じで、知らないところがいっぱいあるのかなあというのと、高齢化して事業所だけあって、事業承継がうまくいっていないところが多々あるのかなあというところがあります。そういう高齢者のところは、インターネットはなかなか難しいかなと思いますので、違うところについては、2番3番については対応していくということです。</p>
議長 (林会 長)	<p>今お話のなかで事業承継のお話が出てきたのですけれども、もちろん創業支援するというのは事業者を増やすために必要だと思うのですけれども、それ以上に廃業してしまうと当然少なくなってしまうというのがありますが、金融機関の支店長としての現場の感覚として事業承継はどのような感じでしょうか。</p>
畑中 委員	<p>特に鞍手町は、高齢化が進んでいまして。次にバトンを渡すことについては、我々からご案内差し上げているところもあるのですけれども。</p> <p>やはり受ける方が、当然ご理解いただいているところについては、手を抜かれるところも多々あるのですけれども、逆に全然あとのことは未定だという部分をはっきり言われる方もありますし、自分がいなくなったらとか先延ばしじゃないけど、実質現実的な話に目を背けている方もやはりおられますので、そこについては一つ一つ当行の方も本部と共に力を入れておりますので、本所一体となってアピールとか、具体的な問題点の解決に取り組んでいきたい。今、税制改革等が進められていますのでいろいろしやり易くはなっているのですけれども、その点については一つ一つご案内をしていくように考えています。</p>
議長 (林会 長)	<p>ありがとうございます。国の方も事業承継に特に力を今入れていますし、高齢化が進んでおりますので、事業承継、特に大きな課題になると思いますし、どうしても後回しというかですね、見て見ぬふりになっているところが多いと。事業承継の場合は気付き、気付きの時点すらまだないというか多いですので、そういうところも今後必要になるかなと思います。</p>
栗原委 員	<p>事業承継の話ですけれども、先週の金曜日に福岡県事業承継支援ネットワークが設立され、県内で170の団体が一緒になって事業承継を支援するというところで、私は筑豊ブロックのリーダーを担っていますが、昨年の夏にアンケートで、60歳以上の経営者のうち半分が、後継者が決まっていなくて、残りの半分が決まっているけれども何もしていないということで、未確定の事業者が75パーセントという結果が出ているので、それは県としてもしっかりと国の事業を活用しながら事業承継を促進していかなければならないと。我々のところにも専門家を配置して、商工会、商工会議所の指導員の方にも事業承継診断に関わってもらうように考えています。</p>
藤井 委員	<p>事業承継というのは、後継者がいなくて事業承継できないのか、そのビジネスが結局合わなかったり継続する意味がなくてやめてしまうのか、そういったこともあると思うのです。だから事業承継は一概に後継者だけの問題ではない、そのビジネスがちゃんと成り立つような施策をしなればいけない。そういったこと</p>

藤井 委員	<p>ろをやっついていかないと会社が続かない。さきほど言われましたように、創業をするけれども廃業ということになってくるので、そういったことをなくすような取り組みをしなければいけない。</p>
栗原 委員	<p>11日のフォーラムの時に、中小企業基盤整備機構のアドバイザーが言われたのは、事業承継の問題は、その企業だけの問題ではなくて地域の問題。そこがなくなると取引先への影響が出てきて、さらにその取引先にも影響が出てくるスパイラルが起こる。</p>
議長 (林会 長)	<p>まとめると、事業承継自体に気付いてもらうということも必要だし、事業承継するためには、後継者が継ぎたいと思うような事業基盤がなければ、なかなかうまくいかないと。</p> <p>他に何か意見はありますか。他になれば、議事(4)の「審議体制と今後のスケジュールについて」に進みます。事務局は説明をしてください。</p>
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>それでは、議事の(4)審議体制と今後のスケジュールでございます。審議体制につきまして、その前に、先ほど専門部会設置の了解をいただきましたので、それを踏まえた資料をこれからお配りいたしますので、よろしく願いいたします。</p>
資料を配布	
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>では、今お配りした資料をご覧ください。まず資料5でございますが、鞍手町小規模企業等推進条例制定にかかる審議体制ということで、先ほど説明いたしました、この資料の左側になりますけれども、条例制定の勉強会の内容でございます。こちらの方で最終的に報告を受けました内容を参考にいたしまして、票の右側、鞍手町小規模等振興条例審議会及び専門部会で審議を進めていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。そして、この資料の次ページに、審議会委員さんの名簿、そして専門部会委員さんの名簿を付けさせていただきます。ご確認をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次に、資料の6をご覧ください。次のページになります。このスケジュール表にありますとおり、審議会につきましては5月～11月の間に4回を予定しております。その下、専門部会でございますが5月末をスタートといたしまして11月までの間に計6回を開催予定でございます。その内容については、資料の下方にざっとした概要を示しております。ご確認をお願いしたいと思います。なお、この審議会のなかで審議していただきます条例案、この条例につきましては今年度の12議会の月定例会に議案として上程したいと考えております。そして今回条例と合わせて実施計画も考えていくわけでございますけれども、事業の実施を平成31年度からというふうに考えておりますので、その計画に沿った事業の予算につきましては3月の定例会で議案として上程を考えております。</p> <p>簡単ではございますが、以上で議事の(4)の説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。</p>

<p>議長 (林会長)</p>	<p>今、事務局より説明がありました、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>私の方からなのですが、スケジュールについては議会とのスケジュールの絡みがあるかと思うのですが、専門部会は6回予定しております、月末が中心になっているのですが、毎回スケジュール調整していても、これだけのお役職の方々を集めるのはなかなか難しいのではないかなと。特に月末は銀行とかは非常に忙しい、今それどころじゃないと、実務で追われているというような状況があるのではないかと、私を感じまして、全員参加というのはなかなか難しいかもしれないのですが、前もって例えば月末は厳しいので、第3週の火曜日を原則としてスケジュール調整していただくとか、そういったおおよその目安を付けておいて、それに合わせていただくと。実務でどうしても外せないとか、お客様対応があるとかはもちろん仕方ないですが、そういった形で大枠を調整させていただいて、審議会の方は事務局で議会等のスケジュールとあわせながら調整していただくと、そして事務局の方から連絡していただくというような感じで進められればなというふうに思っているのですが。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>条例案も実施計画案も同時に作っていくのですか。</p>
<p>事務局 (立石課長)</p>	<p>さきほど、近隣自治体の例をみると、やはり条例は作ったけれども計画がまだだと。そうすると、どんどん実行が先延ばしになっていって、熱が冷めていくようなことになる。私どもは条例を作るタイミングと同じ年度において計画を作っていますが、どこまで計画がしっかりとしたものができるか難しい部分があると思うのですが、31年度の予算に反映させられるような、そういった計画を作るべきじゃないかといったことで、タイトですが、こういったスケジュールを組ませていただきました。ですから、最初12月ではなく3月に条例案をとったことでもあったのですが、やはり先に条例を通して、3月議会で関連予算を通す、そのためには年度内に実施計画を策定しないといけないというふうに考えています。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>ある自治体では、条例ができたあとに、時期をずらしてアクションプランという実施計画という形でしょうか、策定してきた経緯がある。</p>
<p>オブザーバー (本田事務局長)</p>	<p>藤井委員が言われた自治体は中小企業振興条例を制定して、条例の中に実施計画を作るということを規定しました。その計画としてアクションプランの作成に着手したわけですが、アクションプランの内容につきましては、手探りの状況で進めてきたこともありますので、かなり時間がかかりました。</p> <p>そして今回お話しの中で、中小企業になるのか小規模事業者になるのか分かりませんが、そのなかで、実施できる制度というのは違ってきますので、そこで条例の中に方針を定めたら、それに対する施策というののもかなり見えてくるのではないかと思います。</p>

<p>オブザーバー (本田事務局長)</p>	<p>最初はさっき言われましたように、1から100までOKな実施計画だとできませんので、予算の規模もございますので、まずはできるところから、目標としては大きな目標が良いと思います。長期的なもの短期的なものタイムスケジュールをしっかりと定めて。商工会としては単年でやれることの予算立てを、少しでも早くお願いしたい。できたら行政と一緒にスケジュールを考えていければと思っています。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>スケジュールの件でコメントというはあれですけど、福岡県の場合は、2月の議会の質問で自民党の方から振興条例はないのかと、そしたら知事が前向きに検討しますと答弁をして、3月に早速検討するチームを作って他県の情報調べて、4月に条例制定する担当する3人くらいのチームを作って立ち上げて、9月議会にかけると。結果、5箇月間で条例を作った。条例を作る時に合わせて我々、関係職員は、中小企業の声を聞いて来いということで、今日は梅田君が来ていますけれども、商工会、商工会議所の職員に、訪問してアンケートを取らせてもらい、サンプルを1200部ほど取って回った。あとは、商工部の本庁職員が一人3社以上はヒアリングをして来いと、共通フォーマットでヒアリングに行って、それを取りまとめして、中小企業の声ということでまとめて、それを条例とすり合わせながら計画に落としていく。それで必要なところについては、2月の当初予算に載せていくという。マルチタスクで動かして行って、3月に計画作り、予算取って、4月から新規にやってという形でした。今3年目にあたっているのですけれど、そういう流れで良いのではないかと。アンケートについては商工会会員のアンケートという形を取らなくて良いのか気になるところであるが。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>私がさきほど意見したのは、非常にスピーディーだなと。即予算を付けて実施計画をやるという。スピーディーですね。</p>
<p>事務局 (立石課長)</p>	<p>うちの町長が、もともと農業者というのはかなり法律で守られているが、商業者というのはなかなかない、むしろ経営が陰しいということが多いので、これに対しては、積極的に良いアイデアで予算を付けて良いのではないかとというような考えがあります。そういったことから、できるだけ早く31年度予算から今あるものも含めて、きちっとした体系付けをしようというのが今回のスケジュールなのです。専門部会の方でいろんな方面からの意見をいただければと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>アンケートは。するかどうかだけでも。</p>
<p>事務局 (立石課長)</p>	<p>アンケートは当然専門部会の中で考えていきたいと思えます。</p>
<p>議長 (林会長)</p>	<p>それでは、よろしいでしょうか。</p>

栗原委員	よその地域の状況だけみると、ある市は条例作って、翌年アンケートとって、アクション作るのに2年くらいかかって、実質スタートしたのは昨年度。ですから、条例作ったのは平成24年度、実際スタートしたのは28年度。それがあるからということで、他のある自治体さんは、条例を去年の秋に制定し、計画を今策定しているところであるが、翌月の6月議会で補正として新規事業予算をあげる予定とのことでした。やっぱりアンケートを取って、アンケートを集約して施策に反映させるということが望ましいと考えるが。
議長 (林会長)	アンケートですが、今鞍手町560社。だいたいどれくらいを目標にとっていけば良いのでしょうか。発達支援計画では50社にアンケートはとったんですね。今回こういうのをやるのでアンケートをとるという数字からすると、どれくらいが良い数字ですかね。
栗原委員	<p>これは、ある自治体は事業者登録している事業者すべてにアンケートを出して、回収率は10%くらい。他の自治体では同じようなやり方で、回収率が12%くらい。またある自治体では一生懸命、電話、訪問までして、回収率をできれば80%以上目指すと言っていましたけれども、やっぱりなかなかの36%くらい。その他の自治体では中小企業全部じゃなくて、商工会の会員と商工会議所の会員と誘致企業の方のみに、全員アンケートじゃないけれども回収率は40%くらい。会員だけとかだと顔が見えるので結構回収率が高いけれども、どこにも入っていない事業者というのはアンケートにも答えないというのがある。</p> <p>鞍手町としては、商工会の会員に聞くのか、事業者全部に聞くのか。回収率がどれくらいかというのなかなか推測が難しい。</p> <p>回収率を上げるには質問項目をなるべく少なくし、内容のあるものを作成しなければならぬと思う。</p>
議長 (林会長)	今の話で発達支援計画の時に50。それは梅田さん、どれくらいの構想とか、なんかいろいろ情報を教えてもらいたい。
オブザーバー (商工会梅田係長)	<p>発達支援計画では一応業種を5業種、10件ずつということで、建設と製造業、小売業、サービス業、飲食業。全部をとるのは難しいということで、5年計画で毎年50とっていきます。今年度につきましては追跡調査にするのか新規にするのかという方針はないのですが、昨年度アンケートをとった結果としてみますと、10年以内に廃業をすると考えている事業者さんが実はかなり多かったです。2割ぐらいは10年以内にやめようかとしている。かつ、後継者がいるかどうかは、50のなかで20%あるかないか、ということで非常に、簡単に言うと事業をしようにも後継がないので、頑張る意欲がわかないというのが一つあったように感じました。ほかのものでいきますと、人口減もあるせいか、お客が減ってきているということに対して有効な手立てが打ててない。販促も打ててないとかいうところも、アンケートの結果かなり厳しい結果が出ております。おそらく引き続き50件とっても同じような結果が出てくるのではないかと思います。やってみないと本当に実際どうなるか。一応、発達支援計画では50件とはしていますのでやりますが、私どもとして今考えているところにしますと、アンケートをまず</p>

	<p>全会員でやるのかとか、もしくはさきほど栗原所長もおっしゃったように、さきほど柴田課長補佐からも説明がありましたように、小規模事業者全部498件とか、全部で560件、うちもデータベース的にそこまで全部わかりませんので、とりあえず私どもがわかっている範囲でやるのか、またはアンケートの内容を、私どもが発達支援計画で作っているアンケート項目で良いのかとか、または回収方法であったりとか、回収の方法も巡回して1件1件回って聞き取りしながらやるとかという形でよろしいのかとか、それとも郵送でいっぺんに数を稼ぐというやり方で良いのかとか、あとは回収率をどれくらいを有効とした回収率とするのかとか、そのへんアンケートをするにおいてはですね、そのへんあたりもいろいろご協議をいただく必要があるかなと。もし今日この審議会である程度、もちろん専門部会の方である程度動いていかないと、というのがあるのですが、ご提示いただけるならば、そこらへんのあたりをある程度方向性を出していただけると、専門部会もどの方向で良いのかわからないということもあるかと思しますので、そのへんもしよろしければ皆さまのいろんなご意見をいただければ、次の専門部会にうまく反映していただけるような流れを作っていただければありがたいですし、せつかく行政もいらっしゃるので立石課長からもどういう具合がよろしいのかとか踏まえながらご意見をいただければと思っております。私どもといたしまして、事務方といたしましては、言われたことを肅々とやりたいというふうに思っておりますので、良い方法をご提示いただければというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>議長 (林会長)</p>	<p>50社というのは、巡回でとったのですか。</p>
<p>オブザーバー (商工会梅田係長)</p>	<p>郵送で送りました。ただし、郵送で送ってもなかなか返してくれませんが、取りに行ったりとか。回収率からすると半々くらいということかなというふうに思っております。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>参考なるかどうか、郵送で送って、回収を郵送で返してもらって10%返って来ないので、それをどうやって回収するかということで、ある市では催促の電話をしたり、皆さん実務者会議のメンバーが電話をかけるとかやって、それでも36%しか回収できていない。皆さんは、もらっても忙しいのでなかなか書いてくれないというのがあるから、それをどうするかということと、あとは実務者会議で協議をして。でも、計画作るには一番お客様の声を聞いて作らないといけないと思う。やり方とか回収法とか項目とかいうのは、他の地域を見て、かつ結果を見据えたアンケートを作らないと、だいたいこういう結果になるということにらんだところでやらないといけない。世間一般的に言っている課題は皆さん一緒なのです。地域どこに行っても。今、地域の抱える問題は従業員不足っていうのが一番の課題で、それに対応している施策を打たないといけない。</p>

事務局 (立石 課長)	今言われたように、計画を作るにあたっての根拠となる数字、そういったものはとるように考えたいと思います。
議長 (林会 長)	今栗原委員のお話で、ただアンケートをとっても一般的な答えが返ってくる。それはある意味日本の全部に共通する後継者不足だったり、人手不足だったりいうことになる、最初からわかっている結果になって来たりするから、それより施策をイメージしながら作ったようなアンケートにしないといけないんじゃないかということですね。
栗原 委員	近隣自治体のアンケートを見てもどれも同じような内容で、結果どういう施策を打つのですかという部分が見えてこない。アンケートしないといけないからアンケートしたみたい。出てきた答えを見ると、世間一般で言う中小企業白書に載っているような内容とほとんど変わらないような状況がある。独自の施策って打てないのですよ。独自の施策が打てるようなアンケートをとらないと。ということで私がある自治体に言ったのは、空き家がどのくらいあるか、空き家を活用した施策ってどんなのが打てるのか。など。その自治体は農業で加工品、特産品開発で支援が不足しているということで、今回特産品開発の補助金を作った。逆に打つ施策を導き出すアンケートをとっていった方が、事務局側としては楽じゃないか。
事務局 (立石 課長)	その数字があがったからその施策に繋がったということですね。
栗原 委員	答えの根拠を作るアンケートにすれば。
議長 (林会 長)	最初に仮説を立てて、それを計上するようなアンケートにならないとなかなかありきたりのものでもですね。
栗原 委員	白書でやっているのと何も変わらない。全国はこうで、鞍手町はこうでとちょっとフレーズが違う。
議長 (林会 長)	そうすると、一般的に皆さんが現場で接している感覚だったりとか、今抱えている、今耳にしている課題だとかいうのを踏まえて、ある程度鞍手町のどういう施策とか方向性が必要なんじゃないかという議論があって、それに基づいてアンケートをとって、本当にそうなのかを検証していくというような流れになりますね。あとは、ほかに、ご質問とか、全体的な疑問とかございましたらお願いします。特になければ、「その他」に行きたいと思います。
事務局 (立石 課長)	これにつきましては、担当の北村が説明をいたします。

<p>事務局 (北村)</p>	<p>それでは、専門部会の開催日及び報酬等支払いについて、ご説明させていただきます。第1回の専門部会は、平成30年5月28日(月)午後3時から、くらの郷多目的室Aで開催いたします。</p> <p>次に報酬等のお支払いについてご説明させていただきます。業務以外でご出席いただいております方々(林会長、内田委員、福本委員、許斐副会長、藤井委員)には、審議会会議1回あたり、報酬4,500円のうち所得税の源泉徴収分を除いた4,363円と費用弁償2,000円、合計6,363円をお支払いさせていただきます。お支払いの際に、振込先口座及びマイナンバーの登録が必要になります。お支払いの対象となる方には、「振込口座連絡票」と、「源泉徴収票及び支払調書作成に伴う個人番号(マイナンバー)の提出のお願い」とご提出用の封筒をお配りしております。</p> <p>マイナンバー登録申請書は、個人情報保護の関係で事務局も拝見することができないため、番号及びご本人様を確認できる書類等の写しと一緒に「個人番号(マイナンバー)提出用封筒」に封入をお願いいたします。封入後の茶色い封筒と「振込口座連絡票」を返信用の白い封筒に入れ、お忙しいところ恐れ入りますが、5月31日(木)を目途にお送りいただきますよう、よろしくお願いいたします。書類が揃いしだい、報酬等を振込みさせていただく予定です。振込日については、決まり次第改めてご連絡させていただきます。</p> <p>私からのご説明は、以上となります。</p>
<p>議長 (林会長)</p>	<p>この分は特に、ご質問とかございませんか。</p> <p>では無いようでしたらこれもちまして、本日の議事はすべて終了となります。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (立石課長)</p>	<p>林会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これを持ちまして平成30年度第1回鞍手町小規模企業等振興審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>

写真

